

議題1. 一色生田地区への大型産業廃棄物最終処分場建設計画について

- 1) 市長は建設用地の一部である他の業者が設置した産業廃棄物処分場跡地について、一色町長からどのような引継ぎを受けていたのか。
- 2) 市長は合併直前の25年3月に、業者によって産廃処分場跡地の土壌調査が行われたことをいつ知ったのか。
- 3) 業者による跡地土壌調査は、県の指導あるいは町の指導、了承のもとに行われたのか、業者が勝手にやったものなのか。
- 4) 議会には、26年4月になって、調査・分析した会社や機関の名称の記載もなければデータもついていない報告書を調査結果として示しているが、市長が23年10月に受けた報告も同じものか。
- 5) 市長は、調査結果には信憑性がないと言いながら「跡地の有害物进行处理するからやらせてくれ」という業者に処理を任せるといふのはおかしくないか。
- 6) 市長は、業者と一色町との間で調査結果について秘匿するとの密約があることを、いつどうして知ったのか。
- 7) 平成21～22年頃から、業者は一色町に今回の新たな処分場建設計画を打診しており、都築町長も乗り気だったときくがそうか。
- 8) 市長は、25年7月に同業者の計画を一色町内選出の一部の議員だけに示し、この計画で進めたいと発言したときくがそうか。
- 9) 23年9月に、業者から土壌調査の結果報告を受けた時点で「市長が『跡地の適切な処理方策についての研究・調査が必要』と発言した」とする資料があるが、その後は調査研究したのか。
- 10) 県は、跡地を掘り起こしての処理はするべきではないとの見解を示しているようだが、市長は承知しているのか。

26年6月一般質問 テキストデータ.txt

- 11) 市長は、第三者による調査などによって、掘り起こして焼却する処理が妥当なのかについて明らかにする必要があるのではないか。
- 12) 市長は早急に、跡地の地下水の流れや埋設物の状況について、有識者の助言を求めるべきと思うがどうか。
- 13) 許認可権者である県の関与なしには、調査も対策も立てられないと思うが、市長の認識はどうか。
- 14) 新たな処分場建設計画にあたっては、市はどのような許認可権をもっているのか。
- 15) 今回の秘匿契約公表の後、市長は県とどのような話をしたのか。